

## 令和6年度 土木部総合評価方式【工事】実施方針

茨城県土木部

公共工事の発注において、企業の実績や技術力など価格以外の要素を含めて落札者を決定する「総合評価方式」については、平成17年度から順次試行の実施拡大を進め、令和5年度には、415件(R6.2月末時点)の工事を総合評価方式で実施したところである。

令和6年度は、改正品確法の基本理念、建設現場の生産性向上(平準化・ICT技術)、働き方改革の促進、社会情勢、建設産業の動向等を踏まえて、下記の基本方針に基づき、総合評価方式を実施する。

### ■基本方針

#### 1. 実施方針

- ・令和6年度の土木部の総合評価方式は、下記により実施する。

#### 記

- ・令和5年度においては、一般競争入札案件全体の34.1%(建築関連工事を除き36.3%)を総合評価方式で実施した。(R6.2月末時点)
- ・令和6年度においても、1億5千万円以上の工事は、原則、総合評価方式による発注とする。
- ・なお、上記以外の工事は、一般競争入札案件の中から、工事の特性等から対象工事を選定のうえ総合評価方式を実施する。

#### 2. 主な改正点(令和6年5月1日以降に入札公告する案件に適用)

- ・特別簡易型(I)簡素化案件において、「企業の施工実績」の評価基準を一部変更  
→評価対象を市町村工事も対象とし、国、地方公共団体又は特殊法人等に拡充する。
- ・「週休2日制工事の施工実績」の評価基準を一部変更  
→茨城県において発注した工事の施工実績に拡充する。  
→評価対象期間は、入札年度を除く過去2ヶ年度に変更する。

#### 3. 市町村への支援

- ・総合評価方式導入市町村の拡大と実施市町村における試行定着を図るため、引き続き、制度説明、県で委嘱する学識経験者の市町村共同活用等の市町村支援を実施する。